

釜石市学校規模適正化・適正配置推進計画 (素案)

令和7年 月
釜石市教育委員会

目 次

I 推進計画策定に当たって	
1 推進計画策定の趣旨及び背景	1
2 学校規模の適正化・適正配置の目的	1
3 計画期間	2
II 学校の適正規模・適正配置の具現化のための具体的計画	
1 学校の適正規模・適正配置の具現化のための手法	2
(1) 学校統合	2
(2) 通学区域の変更	2
2 学校規模の適正化・適正配置における基本方針	3
3 統合計画	3
(1) 対象校の抽出	3
(2) 統合計画	3
(3) 留意事項	4
(4) 現在の学校配置図	5
4 小中一貫教育導入の方向性	6
(1) 小中一貫教育とは	6
(2) 小中一貫教育導入の目的	6
(3) 当市の小中一貫教育の基本的な考え方	6
III 学校廃合を進める上で配慮する事項	
1 通学手段及び通学路の安全確保	8
2 児童生徒への配慮	8
3 その他の配慮事項	8
IV 今後の取組	
1 学校統合準備委員会(仮称)の設置	8
2 小中一貫教育導入に向けた取組	8

I 推進計画策定に当たって

1 推進計画策定の趣旨及び背景

当市では、平成10年から平成22年にかけて、小中学校の学校統合が行われ児童生徒数の減少に伴う教育環境の整備が行われました。

しかし、その後も全国的に少子化が進行する中、当市においても児童生徒数の減少が続き、学校の小規模校化が進んでいます。

このことを踏まえ、令和3年度から12年度の10年間を期間とした「第六次釜石市総合計画」では、学校の適正規模・適正配置について検討することが盛り込まれています。

教育委員会では、学校関係者及び保護者、有識者による「釜石市学校規模適正化検討委員会」を設置し、学校規模の適正化に関わる協議を行っていただき、検討委員会より釜石市学校規模適正化に関する提言書を受け取りました。

その後、提言書について教育委員を含め教育委員会で協議し、適正な児童生徒数や学級数を確保し活力ある学校づくりを進め、当市の児童生徒に「強く生き抜く力」を育成するために、学校規模の適正化・適正配置を行うことにより教育環境の整備を図る必要があると判断しました。令和6年3月には、検討委員会からの提言書を踏まえ「釜石市立小・中学校における学校規模の適正化・適正配置基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定しました。

そして、この度「釜石市学校規模適正化・適正配置推進計画」を策定しました。本推進計画は、基本方針の内容を具現化し、学校規模の適正化・適正配置に取り組むために、具体的計画を示したものです。今後、この推進計画に基づき、当市における学校規模の適正化・適正配置を進めてまいります。

なお、推進計画の策定にいたる当市の児童生徒の現状及び今後の見通し、小規模校化における教育課題、学校規模の適正化・適正配置についての考え方等については、「釜石市立小・中学校における学校規模の適正化・適正配置基本方針」をご確認ください。

2 学校規模の適正化・適正配置の目的

グローバル化が進展する社会、変化の激しい社会では、多様な価値観や考えにふれながら、自ら考え行動し自身の未来を切り拓く力、問題や課題の解決方法を生み出す力、他者と協力・協働しながらよりよい社会をつくる力が求められます。当市では、これらの力を「強く生き抜く力」として、子どもたちに育成すべきものとしています。

社会のDX化が進展しても、将来、子どもたちが様々なかたちで他者と関わりながら、仕事を行い、社会生活を営むことに変わりはありません。そして学校教育は、社会で生きるために必要な基礎・基本を培う場であると捉えています。

学校の小規模校化は、集団の中で生きる力を育む上で、より広い人間関係の経験や多様な考えにふれながらコミュニケーション能力を育成すること、社会性の育成、学習活動及び集団活動への影響、学校運営上に支障を来すことなど、様々な影響が懸念されることです。学校の小規模校化によって生じるこれらの課題の解決を図ることは必要です。

これらのことを鑑み、学校規模の適正化・適正配置は、当市の学校教育が目指す「強く生き抜く力」を育成するために、ある程度の学校規模が必要であるとの観点から、児童生徒にとって望ましい教育環境の整備を図ることを目的に行います。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度から14年度までの8年間とします。

うち、令和7年度から10年度を前期計画期間、令和11年度から14年度を後期計画期間とします。

令和10年度には後期計画について児童生徒数の推移状況や社会情勢等を勘案し、計画の見直しを行います。

ただし、児童生徒数の急激な変動や保護者の要望などにより、必要と認められる場合は、適宜計画を見直すこととします。

II 学校の適正規模・適正配置の具現化のための具体的計画

1 学校の適正規模・適正配置の具現化のための手法

学校の適正規模・適正配置を具現化するための手法としては、主に学校統合と通学区域の変更があります。

(1)学校統合

望ましい学校規模を確保するためには学校統合が有効な方策であると考え、当市では原則、学校統合による適正化・適正配置に取り組みます。

例えば、A小学校とB小学校を統合する計画においてB小学校の校舎を使用する場合は、A小学校はB小学校に統合しA小学校は廃校とします。この場合、A小学校区の児童は全員B小学校に通学することになります。

(2)通学区域の変更

当市においては、今後、全ての通学区域で児童生徒数が減少する見込みであることから、原則、学校統合による学校の適正規模・適正配置を行います。以下の場合については、通学区域の変更による手法について検討します。

ア 統合後の学校よりも、通学区域が隣接する学校に通学の方が望ましい地域がある場合

イ 統合小学校と通学区域が隣接する小学校の今後の児童数の推移等を比較し、一部の地域の通学区域を変更し均衡を図ることが望ましい場合

2 学校規模の適正化・適正配置における基本方針

令和6年3月に策定した基本方針に基づき、児童生徒数の将来の推移の見込み、適正配置の考え方、学校規模の適正化の基準、通学手段や安全の確保などを考慮し、学校規模の適正化・適正配置を推進します。

3 統合計画

(1)対象校の抽出

基本方針に基づき、学校規模の適正化・適正配置の対象校を抽出すると、次の表のとおりとなります。

No.	抽出の条件	学校名
1	複式学級を有する学校	栗林小学校、白山小学校、唐丹小学校
2	令和12年度までに複式学級が予測される学校	釜石小学校、唐丹中学校
3	令和12年度までに9学級の確保が見込めない中学校	釜石中学校、甲子中学校、釜石東中学校、大平中学校、唐丹中学校
4	令和12年度に全ての学級が15人未満となる学校	釜石小学校、双葉小学校、白山小学校、栗林小学校、唐丹小学校、唐丹中学校

(2)統合計画

子どもたちにとってよりよい教育環境の整備を図ることを第一に考え、前期計画期間は小学校の複式学級の解消に向けた取組を、後期計画期間は中学校の学校規模の確保に向けた取組を重点的に進めることとします。

中学校については、基本方針において「複数校の設置が必要である」としていることから、釜石市の中心部に位置する釜石中学校と、小学校と校舎が一体型であることを生かした教育活動が期待できる釜石東中学校の2校体制とします。

釜石東中学校は各学年3学級を満たしませんが、次の理由から存続することとします。

- ① 市内中学校で最も新しい校舎であること
- ② 釜石東中学校と鶴住居小学校は校舎が一体となっており、小学校と中学校の交流活動が日常的に行えること、小中一貫教育を行う場合の教職員の移動の負担が少ないことなどから、小中一貫教育を効果的に進められる環境にあること

なお、釜石東中学校区においては、栗林小学校と鶴住居小学校の統合を優先し、その後、統合後の小学校と釜石東中学校の小中一貫教育の導入に向けた協議を進めます。

これらのことを踏まえ、次のとおり学校規模の適正化・適正配置に向けて取り組みます。

<前期計画期間> 令和 7 年度～10 年度

■小学校

	学 校 名	統 合 理 由	使用校舎
1	栗林小学校と鶯住居小学校を統合する。 【目標年度】 令和 9 年度	栗林小学校の複式学級の解消	鶯住居小学校
2	白山小学校と〇〇小学校を統合する。 【目標年度】 令和〇〇年度	白山小学校の複式学級の解消	〇〇小学校

■中学校

	学 校 名	統 合 理 由	使用校舎
1	唐丹中学校と〇〇中学校を統合する。 【目標年度】 令和〇〇年度	唐丹中学校の複式学級の見込みの解消	〇〇中学校

<後期計画期間> 令和 11 年度～14 年度

■中学校

	学 校 名	統 合 理 由	使用校舎
1	釜石中学校、甲子中学校、大平中学校、唐丹中学校の 4 校を統合する。 【目標年度】 令和 14 年度	中学校における 9 学級以上(各学年 3 学級以上) の確保	釜石中学校

■小中一貫校

	学 校 名	導 入 理 由	使用校舎
1	統合後の栗林小学校・鶯住居小学校と釜石東中学校で導入する。 【目標年度】 令和 12 年度	小規模校のデメリットの最小化とメリットを最大に生かす教育の推進	鶯住居小学校 釜石東中学校

<この他の取組>

■唐丹小学校

複式学級を有する唐丹小学校は、基本方針の「当面は中学校区内に小学校を 1 校は存続することを基本とする」との方針により当面は存続させますが、令和 10 年度に行う後期計画の見直しと併せて、保護者及び地域と協議を行います。

■釜石小学校と双葉小学校

釜石小学校と双葉小学校は、学校規模の適正化・適正配置の対象校であり、学校統合に向けた協議を進める必要があります。また、同じ釜石中学校区の小佐野小学校も児童数の減少率が

高く、さらに小学校の配置に偏りがみられることから、釜石中学校区内の小学校のあり方について関係者と協議を行い、前期計画期間中のできるだけ早期にその方向性を定めます。

(3)留意事項

- ア 学校統合に向けて合意を得られた学校から、統合の準備を開始します。
- イ 児童生徒数の推移や保護者の要望などにより必要と認められる場合は、適宜、統合の計画を見直すこととします。

(4)現在の学校配置図

4 小中一貫教育導入の方向性

(1)小中一貫教育とは

小中一貫教育とは、小中連携教育(※)のうち小・中学校段階の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育です。小学校と中学校が共に義務教育の一環を形成する学校として学習指導や生徒指導において互いに協力し、責任を共有し目的の達成を目指します。

※小中連携教育……小・中学校段階の教員が情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

(2)小中一貫教育導入の目的

近年、全国的に小中一貫教育を実施する学校が増加しています。その背景には、教育内容の量的・質的充実や「中1ギャップ」の緩和への対応、学校に対する社会性育成機能への期待などが挙げられます。

当市では、基本方針において中学校は複数配置が望ましいとし、本推進計画では、釜石中学校、甲子中学校、唐丹中学校、大平中学校の4校が統合した統合釜石中学校(仮称)と釜石東中学校の2校とする計画です。

統合釜石中学校(仮称)は、生徒数が増えることにより、専門教科の教員が充足され、学級替えが可能となります。ある程度の集団の中で、人間関係の広がり、協働的な学びの充実などが期待され、当市が目指す「強く生き抜く力」の育成を図ることができると考えます。

釜石東中学校は小規模校のまま推移することが予測されており、小規模のメリットを生かしつつ、デメリットを最小化する取組が必要です。このため、小人数を生かしたきめ細やかな指導を行う他、小中一貫教育を導入することにより特色ある教育をすることで、当市が目指す「強く生き抜く力」の育成を図ることができると考えます。

なお、小中一貫教育の導入に当たっては、小学校高学年におけるリーダー性の育成や転出入する児童生徒への対応などを考慮し、小学校と中学校の枠組みを残した小中一貫校(小中一貫型小学校・中学校。小学校の卒業式と中学校の入学式を行います)を採用します。

(3)当市の小中一貫教育の基本的な考え方

ア 9年間で目指す「子ども像」の共有

小・中学校が目指す「子ども像」を共有し、子どもたちの「強く生き抜く力」を育てます。

イ 9年間を見通した「知・徳・体」の育成を図る学びの充実

9年間を見通した方針のもと、系統性・連続性のある指導により、確かな学力、豊かな心、健康な体を育成します。

ウ 他者との交流や協働の充実

異学年交流や地域との関わりの中で、豊かな人間関係づくり、社会性の育成を図ります。

エ 地域の特色を生かした教育の推進

地域の特色を生かした教育課程を編成し、特色ある教育活動を行います。

【小中一貫教育で期待できるメリット】

- ア 小中学校9年間の目標を共有し、教科等の系統性や連続性を踏まえた一貫性のある学習指導を行うことができます。
- イ 小学校の教員が中学校の授業を行ったり、中学校の教員が小学校の授業を行うなど相互の乗り入れ授業や小中教員によるチーム・ティーチングによる指導が可能となります。また、小・中学校それぞれの指導の特色を生かすことで学びの充実につながります。
- ウ 新教科等の創設、小学校と中学校の指導内容の入れ替えなど一貫教育の実施に必要な教育課程の特例の実施が設置者の判断によって認められることで、特色ある教育課程が編成できます。
- エ 総合的な学習の時間、学校行事、委員会活動など多様な異学年交流が可能となります。異学年交流を通して中学生が小学生を思いやる心、小学生が中学生にあこがれる心が育つ。異年齢の交流により人間関係が広がることが期待できます。
- オ 小学校教員が中学校に入学した後もその生徒に関わることができます。また、中学校教員が小学校の児童の様子を知ることで中学校の指導に生かします。(生徒指導や児童生徒理解面のメリット)
- カ 釜石東中学校区は、各小中学校がそれぞれ防災教育、根浜海岸の環境保全活動、世界遺産の橋野鉄鉱山を活用した鉄の学習、森林愛護少年団活動など特色ある活動を展開しており、小中一貫教育を行うことで、これらの活動の充実を図るとともに、地域との関わりを生かした教育活動が行えます。

【小中一貫教育の実施形態】

ア 学校の種類

小中一貫教育には学校の種類として、義務教育学校と小中一貫校があります。義務教育学校は、一人の校長の下で一つの教職員集団が一貫した教育課程を編成し実施する9年制の学校です。小中一貫校は、現行の独立した小学校6年間、中学校3年間の枠組みを保持し、義務教育学校に準じる形で一貫教育を実施します。

イ 施設の形態

施設の形態には、施設一体型、施設隣接型、施設分離型の3つの形があります。

施設一体型……小学校と中学校の校舎の全部または一部が一体的に整備されていて、小中一貫教育が行われている学校

施設隣接型……隣接している小学校と中学校で、小中一貫教育が行われている学校。小学校と中学校を渡り廊下等でつなぐと行き来がしやすく、常時連携ができます。

施設分離型……近隣の小学校と中学校で、小中一貫教育が行われている学校。この場合、複数の小学校と中学校1校で小中一貫教育が行われる場合もあります。

Ⅲ 学校統合を進める上で配慮する事項

1 通学手段及び通学路の安全確保

学校統合により新たに遠距離通学となる児童生徒については、基本方針を踏まえ、公共交通機関の運行状況等も考慮しながら、スクールバスの運行など通学手段の確保に努めます。スクールバスの運行ルート、乗降所等については、学校統合準備委員会（仮称）で具体的に検討します。

また、学校統合に伴う児童生徒の通学時の安全確保のため、学校、保護者、道路維持管理者等関係機関で通学路点検を実施し、危険箇所については、早期に対策を講じることができるよう努めます。

2 児童生徒への配慮

学校統合に伴う児童生徒の不安を軽減するため、学校統合までの間、関係する学校同士の交流活動等を計画的に実施します。統合後も児童生徒の学校生活の不安や悩みなどをできるだけ解消するため、スクールカウンセラーや相談員の活用を図ります。

3 その他の配慮事項

- (1) 学校行事などを通じて各校に受け継がれている伝統や特色ある教育活動の継承について、統合準備委員会（仮称）等で検討します。
- (2) 小学校の統合に当たっては、学童育成クラブのニーズに応じた利用定員の増員や場所の確保などについて、関係部署と共に検討します。
- (3) 廃校となった学校施設や敷地については、地域の状況に応じた利用や処分について、関係部署と共に検討します。

Ⅳ 今後の取組

1 学校統合準備委員会(仮称)の設置

統合先を同じくする学校の教職員、PTA、地域コミュニティ組織などの関係者による学校統合準備委員会（仮称）を設置し、統合を進めるために必要な事項の検討を行います。学校統合に当たっては、保護者や地域の方々との合意形成を大切にしながら進めます。

2 小中一貫教育導入に向けた取組

小中一貫教育を実施するためには、保護者や地域の方々と協議しながら、どのような学校にするのかというグランドデザイン(構想)を描き、小中一貫教育のメリットを生かした教育課程の編成や教育活動の計画、小学校教員と中学校教員の相互理解、小中一貫教育を行うためにふさわしい運営上の仕組みの整備など様々な準備が必要です。

小中一貫教育の導入に当たっては、その土台となる小中連携教育に取り組みながら、小中一貫教育の導入に向けた準備を行います。